

中世カスティーリヤの時効制度について

青 砥 清 一

1. はじめに

時効とは、一定の事実状態が一定期間継続すれば、本来の権利関係に合致するかどうかを問わずに、その継続した事実状態を尊重し、そのまま法律関係として認める制度である。民法上の時効には取得時効と消滅時効がある。取得時効 (*prescripción adquisitiva, usucapción*¹⁾) とは、他人の物や財産権を一定期間継続して占有する者に対し、その権利を与えることをいう。消滅時効 (*prescripción extintiva*) とは、一定期間行使されない権利を消滅させることをいう。

時効制度の起源はローマ法の「使用取得」(*usucapio*) に遡る。時効制度は、商取引の法たる古代ローマ法において発展を遂げた後、西ローマ帝国崩壊後の中世前期における商取引の衰退と、占有期間により真の権利者から権利を奪う時効の性質を罪悪視したキリスト教の影響によって衰退したが、13世紀カスティーリヤの王国法として編纂された『フェロ・フスゴ』と『七部法典』には固有の時効規定が設けられた。

本論は、13世紀カスティーリヤのアルフォンソ10世による王国法統一の試み、『フェロ・フスゴ』および『七部法典』の時効制度、その適用を除外したアルフォンソ11世の審判、ならびに同審判後のカスティーリヤにおいて時効が援用された裁判事例とその判例法を通じて、中世カスティーリヤにおける時効制度について考察するものである。

2. 13世紀カスティーリヤにおける法的統一の試み

フェルナンド3世聖王 (Fernando III El Santo, 在位カスティーリヤ王1217-1252年, レオン王1230-1252年) は、父方と母方の王位を継承し、統一した

カスティーリャ＝レオン王国の強力な軍を率いてコルドバ(1236年)、ハエン(1246年)、セビリヤ(1248年)などの主要都市をつぎつぎと奪回した。同王は、平定した都市の法整備に着手し、濫立していた局地法を統一する政策を掲げる。イベリア半島の統一キリスト教王国の象徴とみなされていた西ゴート王国の裁判法典『リベル・ユディキオルム』(Liber Iudiciorum)を王国共通法として採用しようと試み、ラテン語で書かれた同法典をカスティーリャ語に翻訳し、独自の修正を施した上、『フエロ・フスゴ』(Fuero Juzgo)と称して1241年に発布する。なお、『リベル』と『フエロ・フスゴ』は同一視されることがしばしばあるが、両者の内容は必ずしも同一でなく、運用されていた時代も異なるため、正確には区別されなければならない(中川, 1996: 114)。

『フエロ・フスゴ』は、前置章と12の篇(libro)により構成され、君主制、立法、訴訟法、契約法、婚姻法、刑法を網羅する²。王国統一法としては制定に至らなかったものの、すでに『リベル』を採用していたレオン王国およびトレド、ならびにキリスト教徒の支配下に戻ったコルドバ、カルタヘナ、セビリヤ、アlicant、ムルシア、ニエブラ等の諸都市に譲与された。『フエロ・フスゴ』がこれらの都市に導入された主な理由として、トレドにおいて『リベル』が都市法として成功していたこと、取り扱われる法分野が広範であること、イスラム支配下にあっても私法関係に限り『リベル』の使用を許されていたモサラベにとって『フエロ・フスゴ』が受け入れやすかったことが挙げられる(Tomás y Valiente, 2001: 162-163)。

ヨーロッパでは12世紀中葉から都市の発展、商業活動の広域化、契約に基づく主従関係の普及、王権の強化といった社会的・政治的変化が起こり、そこから生じた旧来の教会権力と新興の世俗権力の二重支配構造に終止符を打つための法理論としてローマ法の受容が始まった。父王フェルナンド3世の遺志を引き継ぎ、大規模な立法事業を展開したアルフォンソ10世賢王(Alfonso X El Sabio, 在位1252-1284年)もまた、旧来のゲルマン的慣習法からローマ普通法への転換を図り、教会権力への介入、君主との合意に基づく封建制度の普及、地方議会の統合、および税制・行政改革を推し進め、王権の基盤を固めようとした。このような政治的背景の下、『フエロ・リアル』(Fuero Real)、『エスペクロ』(Espéculo)³、および『七部法典』(Las Siete Partidas)を編纂した。

1256年から1263年頃にかけて編纂された『七部法典』は、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる。その名が示す通り、七つの部(partida)

から編成され、教会、王制、議会、軍事、訴訟、物権、契約、家族、婚姻、相続、刑事という幅広い法分野を包含する⁴。主要な法源は、『ローマ法大全』(Corpus iuris civilis)、『グレゴリウス9世教皇令集』(Decretales Gregorii IX)および『封建法書』(Libri feudorum)である。

アルフォンソ10世が『七部法典』に代表される大規模な立法事業を展開した理由として、以下の政治情勢が挙げられる。一つは、フェルナンド3世の治世においてレコンキスタが大方収束をみたものの、未だ敵対する異教徒との戦いを継続すると同時に、再征服により拡張した領土をどう安定的に統治していくかという難題である。もう一つは、王国統一法の不備である。西ゴート王国滅亡(711年)以来、ゲルマンの慣習法がキリスト教諸王国やモサラベの間に残存したが、長年にわたるレコンキスタの過程において地域的な多様性が過度に増していた。諸侯および都市は、国王の許諾および身分制議会(Cortes)の承認の下、固有の局地法を享受していた。裁判は、全国共通の訴訟法を欠いていたため、いずれの当事者の属人法によるべきかを決定する手続きが複雑化し(Vinogradoff, 1909: 14-15)、さらに地方ごとに異なる判例や慣例に基づき審理が行われるといった問題を抱えていた。賢王としては、濫立状態にある局地法を早急に廃止し、王国統一法典を新たに制定することにより、国王を中心とする中央集権体制を構築し、法の下での円滑かつ安定的な統治を実現する狙いがあったものと考えられる。その他、国際政治上の理由として、同王が神聖ローマ皇帝位に就くに相応しい君主であることを証明するため、カトリック教国最高の法典を制定する意図があったことも挙げられる。

しかし、このようなアルフォンソ10世の政治的野心とは裏腹に、最新のローマ法学をボローニャ大学等で修得した法曹・宮廷官僚の影響力の拡大、アルフォンソ10世の実施した貨幣改鑄による物価高騰、物価上昇に伴う商人の経済力の拡大等により国王に対する貴族の不満が高まる中、ローマ法を主要な法源として採り入れた『七部法典』は、過去に『フェロ・レアル』に反対した保守的な諸侯・都市から再び猛烈な反発を受けた(青砥・相澤, 2019: 328)。その上、中世カスティーリャにおいてはフェロ(地方特別法)が王国法より優先され、古法が新法に勝るという伝統があった。これらの理由により『七部法典』は、畢竟、同王の治世においては施行に至らず、『フェロ・レアル』とともにアルフォンソ11世正義王(Alfonso XI El Justiciero, 在位1312-1350年)のアルカラ勅令(1348年)をもって初めて正式な効力を得た。その後『七部法典』は、勅令および局地法の欠缺を補充するための下位の法源に

位置付けられたものの、ほぼ全ての法律事項が遍く収録されていることから、地方の裁判官にとっては、適用すべき法の発見が難しく時代遅れな局地法よりも便利であった(山田, 1992: 134)。また世俗語で執筆されていることから、「カスティージャ法の百科事典」として宮廷裁判や法曹教育に利用され、スペインおよびラテンアメリカ植民地の法曹・法学生に理論的影響を及ぼした(Stein, 2003: 112)。

3. 『フェロ・フスゴ』の時効制度

『フェロ・フスゴ』の時効制度は第10篇第2章に掲載され、前文および7つの条文において時効が適用される物と期間、ならびに時効不適用物が規定されている。

前文 教会財産の時効不適用

法 1. ローマ系・ゴート系住民所有地 (50年)

2. 逃亡奴隷 (50年)

3. その他の財産 (30年)

4. 国王の奴隷以外の財産 (30年)

5. 国王の奴隷 (50年)

6. 被解放国王奴隷の時効不適用

7. 国外追放者・囚人財産の時効不適用

(カッコ内は時効期間)

時効期間は、50年と30年の長期2種のみからなる。50年の取得時効は、ゴート系住民およびローマ系住民の土地(篇・章・法の順で10.2.1)に適用される(「ゴート系」「ローマ系」の分類は『リベル』のまま)。逃亡奴隷の取得時効期間もまた50年である(10.2.2)。

その他の物の時効期間は通常30年である(10.2.3, 10.2.4)。要件は、平穏で(en paz)かつ悪意なき(sin calonna⁵)占有である(10.2.6)。

同じ30年の期間でも、占有者の善意を要件とする点において、後述する『七部法典』とは異なる。なお、古代ローマでは元首政期を通じて正権原と善意取得が要件に付加された(佐藤, 1969: 106-107)が、『フェロ・フスゴ』は占有取得時のみならず全期間の善意を求め、ローマ法よりも厳しい要件を課す。これはカノン法の影響とみられる。というのは、たしかにカトリック教会は

時効を罪悪視していたものの、教会の裁判手続きにおいてローマ法を採り入れていたので、カノン法から時効制度を完全に排除したわけではなく、全期間の善意を要件に時効を容認していたからである(ヨンパルト, 2005: 140)。

教会の財産については、「何人も30年間占有したと主張する物を神の手から奪ってはならない」(5.1 前文)として、時効の援用から除外し、格別にこれを保護している。

国王の財産については、その所有する奴隷に対して特別の規定を設ける。国王が逃亡奴隷を解放して自由身分にする場合、当該奴隷を占有する者は取得時効を援用することができない(10.2.6)。

外国や獄中にいるため自己の権利を行使することのできない国外追放者および囚人は、自由人・奴隷の別を問わず、帰国時・釈放時まで時効が進行しない(10.2.7)。

『フェロ・フスゴ』においては、時効を正当化する理由として権利者の「懈怠」(negligencia)が挙げられている(10.2.4)。これは後述する『七部法典』においても同様に時効を正当化する理由の一つとされたが、『七部法典』において言及される「証明の困難」については『フェロ・フスゴ』においては特段言及がない。

『フェロ・フスゴ』の時効制度は、上記の通り簡素な構成であり、目的物や適用要件に関する記述が『七部法典』に比べて少ない。また、時効期間が長期に限られるため、現実の裁判において『フェロ・フスゴ』に準拠した場合、必然的に時効を援用する機会は限られるであろう。

『フェロ・フスゴ』において短期時効制度が設けられなかった背景としては、中世前期、時効を罪悪視するカトリック教会の勢力が最高潮に達したことに加え、農耕を中心とした封建社会へと移行し、商取引が衰退したため、商事裁判の需要も当然に減少し、その結果、主に動産が対象となる短期時効制度が不要になったことが考えられる。

4. 『七部法典』の時効制度

『七部法典』の時効制度は、第3部第29章の全30条文により構成される。

前文 章の概要

1. 時効の存在理由
2. 時効援用適格

3. 奴隷不適格
4. 動産の定義
時効不適格物
5. 盗品果実の取得時効要件
6. 神聖物・自由人・統治権・王税の時効不適用
7. 都市共用物(広場、入会地等)の時効不適用
その他の都市共有物(奴隷、家畜、船舶等)(40年)
8. 25歳未成年者・未成年被後見人・妻の財産の時効不適用
9. 善意・正権原で占有する動産(3年)
10. 譲渡禁止物の悪意占有
占有者の善意推定
11. 未成年者・心神錯乱者・浪費者の財産を後見人から悪意で取得した場合
代理人への贈賄により不当に安価で本人の財産を取得した場合
12. 占有取得時に善意であること(占有取得前後の善意不問)
悪意の第三者
13. 業として奴隷の購入した物品を主人が時効取得する場合
14. 占有取得後の悪意における動産の取得時効要件
15. 無効な遺贈物(3年)
無権利で債務の弁済として受領した物(3年)
16. 占有の承継
17. 質権者の保護
18. 正権原・善意で取得した不動産(現在中10年、不在中20年)
19. 悪意で占有を取得した不動産(30年)
20. 国内在中と不在中の両期間の合算
21. 無権原・悪意で占有を取得した物(30年)
30年時効取得物の占有から離脱した場合
22. 債権の消滅時効(30年)
自主占有と他主占有
23. 善意の奴隷の自由身分(主人の現在中10年、不在中20年)
悪意の逃亡奴隷の自由身分(30年)
24. 自由人の時効不適用
25. 善意の奴隷の遺子に対する請求権の消滅時効(5年)
26. 教会の時効適用可能な不動産(40年)、同動産(3年)

- ローマ教会の時効適用可能な不動産・動産(100年)
27. 担保物(債務者の現在中10年、不在中20年)
悪意の第三者が担保物を譲り受けた場合(30年)
 28. 王軍と騎馬隊の兵士・国王と民会の使節団・捕虜・留学生・巡礼者の財産に関する時効不適用
 29. 時効中断事由
 30. 占有者が出国、心神喪失、死亡した場合の時効中断方法

まず、時効制度を正当化する理由について、第3部第29章法1に次の記述がある。

古の時代、かの賢人達が期間により物の得喪が可能となる旨を定めた動機は、各人が自己の物に関して有する所有権を確認し得るようにするためである。さもなくば、注意を怠り、自己の所有物を失念する輩や、自己の所有地であると誤解し、そこに闖入して占有する輩が現れるであろう。そうなれば誰の所有物であるのかが不確かとなり、様々な訴訟及び紛争が生ずるかもしれない。したがって、かくの如き訴訟又は紛争から生じ得る訴訟費用及び損害を回避せしむるため、占有者に対して請求し得たにも拘らず懈怠によりそうしなかった場合には、法定の時効期間をもって当該請求物の得喪が生じ得るとともに、当該物の所有権が誰に帰属するのか確定せしむるを相当と判断されたのである。(青砥・相澤, 2019: 225)

『七部法典』においても『フエロ・フスゴ』と同様、時効制度の正当化理由として権利者の「懈怠」が挙げられている。行使を怠ったまま自己の権利を放置していた権利者は、これを失う責に任ずるということになるが、さらにこの規定は、懈怠による消滅時効を防ぐため、各人が自己の財産や権利を確と管理するよう注意を促すためでもある。例えば、30年間債権者が債務者を相手取り裁判において債務の履行を請求し得たのに、絶えず自らの懈怠によりそうしなかった場合、以後に請求しようとも、債務者はその消滅時効期間をもって保護され、自己の意に反して当該債務を弁済する責を負わない(部・章・法の順で3.29.22)。なおカトリック教会は、自己の財産を請求しない者の懈怠よりも、悪意の時効主張を神に対する罪として重く受け止めたため、時効の正当化理由として権利者の懈怠を認めなかった(小川, 2009: 5)。

二つ目の正当化理由として、懈怠が原因で財産の帰属が不確かになることを挙げる。権利者が長年にわたり権利の行使を怠ることにより、真の権利を証明するための証拠や証人を得ることが困難となり、占有者に対して過度な証明責任を負わせることとなる。長年自己のものとして財産を占有している者は所有者である蓋然性が強いが、長い年月が経過すれば、所有権取得の証拠が失われやすいので、過去の事実を立証する困難からその者を救済するとともに、残存する不十分な証拠のみにより裁判が行われる危険を防ぐ必要がある (De Salas Murillo, 2010: 102)。また Gaius (1967: 129) によれば、法定の期間 (『十二表法』の動産1年、不動産2年) があれば所有者がその所有物を探索するのに十分なはずである。時効により権利関係が早期に確定すれば、無用な訴訟費用と損害を避けることができ、そうなれば中世盛期に拡大した取引の安全にも資することとなる。

これら二つの正当化理由は、原因と結果の関係に当たる。また、無権利者に権利を与えるという時効の反道徳性を克服するための理由として、後者は前者を補完する。

上記法文の最後に、「法定の時効期間をもって当該請求物の得喪が生じ得る」との文言からは、法定期間の経過によって直ちに権利の得喪が発生するわけではなく、権利を主張する当事者が時効を援用することによりはじめて権利取得が可能になると解釈することができる。

以下、『七部法典』の時効制度について、時効不適用物、時効要件、時効期間の順に考察していく。

時効不適用物

動産および不動産ならびにそれらの果実は、窃取、強取等の不正な占有取得によらない限り、時効によりこれを取得することができる。だが、個人の所有権が認められない物は時効の適用外とされる。主な時効不適用物は以下の通りである。

カトリック信仰に関わる神聖物 (*cosa sagrada*)、聖護物 (*cosa santa*)、その他宗教物 (*cosa religiosa*) (3.29.6)。但し、教会や聖職者の所有物であっても信仰に関わらない私有物には、40年または100年の期間による取得時効の対象となり得る。ここで「神聖物」とは、大司教および司教の聖別する物をいう。例えば、教会堂、教会の不動産、祭壇、十字架、聖杯、提げ香炉、祭服、書物、その他教会の聖務のために設けられている物である (3.28.13)。「聖護物」とは、主に都市の城壁と城門をいう (3.28.15)。「宗教物」は、墓地、聖

職禄、教会十分の一税等が該当する(3.28.1)。

主君の許可なく封臣から第三者に譲渡された封地(4.26.10)は、第三者が当該地を占有していた期間は封主をして時効の不利益を生じない。

国王の統治権と王税(3.29.6)には時効が適用されない。その一方、国王の一般財産には時効の免責特権が及ばない。先に発布された『フェロ・レアル』では国王の所有財産が時効の適用から総じて除外された⁶が、後発の『七部法典』では国王にとって不利益な規定に変わっている。蓋し、一般財産にまで時効が適用されないというのは国王特権として広きに失すると諸侯・都市が捉えたのは想像するに難しくなく、それゆえに『七部法典』において修正が施されたのかもしれない。

広場、街道、牧草地、入会地等の共用地(3.29.7)は、公共の利益のため、時効が適用されない。

敵地等において捕虜にされている者の財産(2.29.5)は、捕虜が訴訟に参加することができないため、時効の不利益を受けない。出征中の騎士およびその妻の財産(2.21.24)もまた、不在中の全期間において時効が適用されない。仮に出征中の騎士の財産を時効取得したと主張する者がいたとしても、当該騎士は帰国後4年以内に返還を請求することができる。

25歳未満の未成年者、父権に服している子、および妻は、財産を自由に処分する権利能力および訴訟適格がないため、その財産には時効が適用されない(3.29.8)。但し、未成年者の適用除外は20年以下の時効に限定される(6.19.9)。

自由人は、占有期間の長短を問わず、これを時効取得することができない(3.29.24)。奴隷は所有・処分可能な物とされ、国内在中につき10年、不在中につき20年の期間により時効取得が認められる。自己が奴隷身分であることを知りながら悪意でキリスト教領地内を逃走している奴隷には、通常期間の時効が適用されないが、解放された状態で30年が経過すれば、時効により自由身分を取得することができる(3.29.23)。なお、悪意の逃亡奴隷に対して格別に長い時効期間を課した点において、悪意の時効主張を神に対する罪とみなしたカトリック教会の教義との均衡が保たれている。

女奴の子および家畜の仔については、購入時ないし懐胎・出産時の善意・悪意につき詳細な規定がある。自ら果実(子)を産む女奴、雌馬、雌牛等が窃取または強取された後にこれを買い受けた者が、その購入時において善意であり、当該物が売主の所有物であって不正に入手した物でない⁷と信じていた場合、当該物の購入後、買主の支配下において当該物が懐胎・出産したな

らば、斯様にして生じた果実については時効取得が認められる。だが、当該物の購入から懐胎までの間に売主が不正に当該物を入手していた事実を知った場合には、当該物から生じた果実を時効により取得することができない。当該物が既に買主の支配下にあるときに懐胎した後、売主が無権利者であった事実を知ったものの、窃取または強取によりこれを入手していたかどうかについては知らなかった場合、当該物の果実を時効により取得することができる。だが、窃取または強取により不正に入手された物であることを知っていたならば、当該物の果実を時効取得することができない(3.29.5)。

上記の如く、『七部法典』における時効不適用物に関する規定は、カトリック信仰、公共の利益、身分、特権および正権原への配慮がみられ、配分的正義を重んじたアルフォンソ10世の法思想(青砥, 2017: 483-506)がここにも色濃く反映されている。

時効要件

時効の要件(長期30年を除く)は、下記の3つである(3.29.9)。

1) 「正権原」

窃盗、強盗等の不正な手段によらず、売買、贈与、遺贈、交換等の正当な権原により物の占有を取得したこと。

2) 「善意」

物を譲渡されたときに譲渡人が所有権者であり、当該物を譲渡する権限を有していたと信じていたこと。善意が否定される場合として、自己の物を盗まれた所有権者から当該物を取得しないよう通知されていたとき(3.29.10)、および相手方が未成年被後見人、心神錯乱者、心神耗弱者であることを知りつつ、その所有物を譲り受けたとき(3.29.11)が例示されている。

3) 「占有」

本人または本人名義で代理人が無中断で平穩に物を占有していること。占有の成立要件は、有体物であること、そして意思(自主占有⁷⁾)および行為(事実的支配)により当該物の支配権能を取得することである。但し、占有者自身が直接事実上の支配をしている必要はなく、代理人、補助人等を媒介とする間接占有を認める。

『七部法典』では、カノン法や『フェロ・フスゴ』と異なり、時効要件に全

期間の善意までは求めず、原則的に占有取得時において善意であればよい(3.29.12)。但し、贈与や売買に基づき他人物の占有移転を受けた者が、当該物を時効取得する前に悪意となり、その後、他人物であることを知る悪意の第三者に対して当該物を譲渡した場合、かかる第三者は当該物を時効取得することができない(3.29.12)。また、売買、贈与等の正権原により動産を取得していたと信じて自己の物の如く占有していたところ、爾後に実はそうでないことを知った場合、たとえ当該動産を3年間占有したとしても、悪意の占有であることから取得時効が成立しない(3.29.14)。だが、執事、代理人またはその他配下の者に対し、動産を購入するか、または交換、贈与等の正権原により動産を入手するよう命じたものの、かかる受命者が指示通りに命令を実行せず、売買または命令者より指示された権原により目的物を入手したと命令者に報告しておきながら、実は別の正権原により目的物を入手していた場合、かかる動産を3年間占有したならば、たしかにその占有には瑕疵があるとはいえ、正権原に基づくことから善意の占有として当該動産の取得時効が成立する(3.29.14)。

時効の中断(3.29.30)については、次の中断事由が例示されている。

- a) 占有者が物の占有を喪失したとき
- b) 所有者が裁判官の交付する証書または門衛を通じて時効の進行を停止させたとき
- c) 所有権者が裁判において請求したとき
- d) 債務者が一部弁済、損害賠償の履行、担保の設定等により債務を更新したとき
- e) 債権者が知人や和解判事の面前において債務者に対し債務の弁済を請求したとき

中断後は新時効が進行する。さらに時効期間は、前と後の占有者のそれを合算することができる。例えば、物の取得時効期間が開始したが、期間満了をもって取得時効が完成する前に占有者が死亡し、当該物が相続人に承継されたり、故人の遺言に基づき当該物が遺贈されたり、売却、譲渡または交換されたりした場合、時効援用者自身が目的物を占有した期間に加え、前の占有者による占有期間を加算することができる(3.29.16)。

期間

『七部法典』の時効制度は、『フエロ・フスゴ』に比べて時効期間の種類が細分化されている。上記の通り、100年を最長とし、40年、30年、20年、10年、

5年、4年、3年および1年をもって構成される。本節では、取得時効に関わる期間を中心に取り上げる。

まず、ローマ教会に帰属する時効適用物には、最長100年の時効期間が設けられている(3.29.26)。たとえローマ教会といえど時効の適用を免れないとすることで、王国法の権威を高める狙いがあったものと思われる。その一方、これほど長い期間を求めたのは、最も厳しい要件を課すことで、時効の不道徳性を嫌った教皇権力に一定の配慮をしたためと考えられる。

ローマ教会を除く王国内のカトリック教会、聖職者および修道会に帰属する時効適用物の時効期間は40年である(3.29.26)。但し、教会の所有する動産のなかでも時効により権利を喪失し得る動産は、教会外の所有者から取得する場合と同様、3年で時効取得することができる(3.29.26)。

都市において共有される奴隷、家畜、船舶等についても、その時効取得には40年の期間を要する(3.29.7)。通常の長期30年よりも長い時効期間を課しており、ここでも公共の利益に対する配慮がみられる。

その他の動産は、正権原および善意取得を要件に、3年で取得時効が成立する(2.29.9)。ここで「動産」とは、人が場所から場所へと移動させ得る物、および、生来の性質として自ら移動し得る物をいう。例えば、毛織物、書物、小麦、葡萄酒、オリーブ油や、馬、ラバ等の荷役獣、家畜、家禽である。盗品およびそれから生じた果実には時効が適用されない(2.29.4)。

質権については、まず3年の取得時効の適用可能な動産が時効完成前に本権者から質に供されていたならば、当該動産について時効が成立したとしても、質権者は当該質物上に有する質権を失わない(3.29.17)。動産であれ不動産であれ、債務者により質権を設定された物を債権者が占有している状況において、その後売買等の正権原により第三者へと占有が移転した場合、第三者は、当該物に質権を設定していた債務者の国内現在中につき10年、不在中につき20年、それぞれ善意で当該物を占有し、その期間中一度も裁判で請求されなかったならば、当該質物を時効取得することができる。他方、質権設定者は当該質物上に有していた所有権を喪失する。もし当該質物の占有を移転された第三者が、当該物に質権が設定されていたこと、および当該質物の譲渡人が無権利で譲渡したことを知りながら、悪意で当該質物を受け取っていた場合には、取得時効の成立には30年の期間を要する(3.29.27)。

奴隷については、奴隷身分にある者が臨終に際して自由人として振る舞っていた場合、かかる善意の奴隷の遺子を相手取り訴えを提起することのできる権利は5年で消滅する(3.29.25)。奴隷が臨終に際して自身が自由身分であ

ると信じていて、死後に遺子または遺産があった場合、亡き奴隷の主人が当該遺子または遺産にとって不利益な訴えを提起するならば、死亡日から5年以内に提訴しなければ、請求権が時効消滅する。同期間内に提訴しなかった場合、以後は請求物の大小に拘らず、たとえ国王であろうと何人も提訴することができない。他方、自由人の臨終に際し、同人を奴隷とみなす者がいる状況において、故人の遺族、または故人の名誉もしくは相続と何らかの関係をもつ者が、故人の自由身分を証明するため訴えを提起する場合は、5年の消滅時効期間に縛られず、いつでも提訴することができる。

不動産については、正権原に基づき善意で譲渡された場合、本権者の現在中につき10年、不在中につき20年占有したならば、たとえ譲渡人が真の権利者でなかったとしても、譲受人は当該不動産を時効取得することができる(3.29.18)。なお、現在中とは、取得時効が進行している間に所有権者が当該不動産の所在する地方管区内に滞在している期間をいう。たとえ取得時効の進行中に当該不動産の所在地を不在にしている場合、地方管区内の何処かに留まっていれば、現在期間として理解される(3.29.19)。時効期間中に不在者となった場合には、現在者期間を2倍にした期間を不在者期間に加算する。例えば、現在者として5年間占有した後、地方管区を出て10年間占有を継続したならば、前者の倍数10年と後者の10年を合算することにより20年の時効が成立する(3.29.20)。

30年以上継続して動産を占有した者は、悪意の占有者から悪意で占有移転を受けた者を除き、同期間を通して一度も請求されなかったならば、占有取得方法の如何を問わず、これを時効取得することができる。たとえ窃取または強取されたものなので、元の所有主が当該物の返還を請求しようとも、以後時効取得者は当該物につき応訴する責任を負わず、時効による保護を受ける(3.29.21)。このように30年の時効取得においては原則として正権原・善意取得を要しない。そのいずれかを欠く占有者であっても30年の長期により時効取得を認める余地を残した本規定からは、永続的な事実状態を尊重した立法者の姿勢を読み取ることができる。なお、30年の時効取得者には特別な制約が付されており、時効取得後に占有から離脱した場合、原則として返還請求権を認められない。占有を離脱した理由が窃盗、強盗または賃貸によるならば、返還請求権は認められるものの、これもまた1年の最短期間をもって時効消滅する(3.29.21)。

不動産の占有者もまた、譲り受けたときに譲渡人が無権利者であることを知っていたか、そう信じていたとしても、30年の時効期間を満たせば、こ

れを時効取得することができる(3.29.19)。その時効取得者が当該不動産の占有を喪失したとしても、正当な事由があれば、これを占有する者に対して返還を請求することができる。だが、長期30年の時効といえども絶対的な効力はなく、時効取得された不動産の真の所有者が新たにこれを占有した場合、かかる所有者が当該不動産につき元々保有していた所有権を証明したならば、当該不動産を取り戻すことができ、先の時効取得者に対してこれを明け渡す責任を負わない(3.29.21)。つまり不動産に関しては、取得時効要件である30年の期間よりも、占有を回復した真の権利者による証明が勝るのである。

ところで時効の存在理由の一つとして、自己の権利を行使せずに放置していた権利者は、法による保護を受けられなくとも止むを得ない、権利の上に眠る者は保護に値せず、という意見がある一方、必ずしも債権者は自己の権利の行使を怠るとは限らず、債務者の事情に配慮して請求を控える場合もあり、それにも拘らず時効が完成したからといって債権者に権利を喪失せしめるのは理不尽であるといった反対意見もある(内田, 2011: 311-313)。つまり、権利者は何らかの事情により請求権を行使しなかっただけで、必ずしも権利の行使を怠っていたとはいえない場合がある。殊に不動産は、封建制においては単なる売買や贈与の目的物でなく、主従関係を担保する媒体でもあったため、縷々転々する動産よりも証書や証人等の証拠によって所有権を証明しやすい。蓋し、占有者は一旦時効により不動産を取得したとはいえ、あくまで仮の権利者として推定を受けたに過ぎず、爾後に占有を喪失した上、新たに占有を獲得した真の権利者により所有権を証明されたならば、時効取得者は推定の前提が失われるため、法の保護を受けるに値せず、やはり真の権利者が自己のものを取り戻すのが自然法ないし神法に適うと判断されたのであろう。真の権利者が保護される点において時効の反道徳性が克服されることから、カトリック教会の教義とも調和する。

また、主君の承諾なく封臣から第三者に譲渡された封地に時効が本来適用されない(4.26.10)のであれば、主君の知らないうちに第三者により時効取得された封地についても、権利を証明することにより時効不適用物として原状に復することとなる。本規定が不動産に限定されたのは、上述した通り、封建制において土地が主従関係を結ぶための媒体として格別に重んじられていたからであろう。真の権利者たる封臣が時効により一旦喪失した封地の権利を本規定により回復することは、無論封主にとって利益となり、延いては封建制の安定にも資することとなろう。

このように『七部法典』の時効制度は、ローマ法を中心的な法源として継受しつつ、キリスト教および封建制との整合性が絶妙に図られており、それぞれの法源が相矛盾することなく、均衡を保った法理論が構築されている。

5. アルフォンソ 11 世の審判

上記の通り『七部法典』はアルカラ勅令において正式な効力を得たのだが、アルフォンソ 11 世の審判により、その時効制度は適用を除外され、王国内の裁判において採用されなかった。本章では、「1800 年以前のスペイン語文書コーパス」(Grupo de Investigación de Textos para la Historia del Español) に収録されている審判記録(資料番号 CODEA-0393)を検証する。

1348 年、アルフォンソ 11 世がアルカラ・デ・エナレスに高位聖職者、貴族、都市代表らを招集した身分制議会において、裁判権を付与されていない複数都市の代表 (procurador) が、アルカラ勅令により効力を得る『七部法典』および『フェロ・レアル』において裁判権の取得時効が認められていないため、時効が成立していても裁判権を取得することができないと訴え、地方特権と慣習法の保護を請願した。

かかる請願において都市代表は、歴代国王の治世において「相当期間」(tanto tiempo) 裁判権を行使してきた事実は「住民の記憶と相反するものでない」(memoria de omes non es en contrario) として、裁判権につき取得時効を援用した。さらに、それまでの歴代国王および貴族衆が『七部法典』および『フェロ・レアル』の規定に留意せず、これを適用してこなかったと主張した。

アルフォンソ 11 世は都市代表の請願を認容し、『七部法典』および『フェロ・レアル』の時効規定に関する効力を制限することで当該所領内における裁判特権を保障する旨の宣言をした。

『七部法典』はアルカラ勅令により正式な効力を得たものの、諸都市に裁判権を許諾するため、時効規定の適用が除外されたのである。アルフォンソ 11 世がこのような審判を下した背景には、当時のカスティーリャ王権の脆弱性がある。即ち、王国法を都市に無理やり押し付けて反発を招くよりも、都市に地方特権を許諾することにより間接的に都市を支配するという政治的な思惑があったものとみられる。

6. 時効を援用した裁判事例

本章では、アルカラ勅令後のカステイーリャにおいて時効が援用された裁判事例を考察する。前述「1800年以前のスペイン語文書コーパス」から時効に関連する裁判事例を検索した結果、下記2件が見つかった。

(1) 王立聴訴院判決(1386年)(資料番号 CODEA-0009)

時効による放牧権取得の確認、放牧地の占有保持、および侵奪された家畜の返還を請求した事件に関する王立聴訴院判決(1386年4月4日、ブルゴス)である。

アルカラ・デ・エナレス境界地、サントルカスの市会(原告)の主張によると、サントルカス住民は、グアダラハラ側境界付近の山地において使用料を支払うことなく自由に放牧をする権利を有しており、その放牧権を「相当期間」行使してきたことは「住民の記憶」と相反するものでなかったが、グアダラハラ住民のなかから同地を警護する騎士を自称する者が数人現れ、家畜の放牧を妨害した上に不当にも放牧中の家畜を強奪したという。そこでサントルカス市会はグアダラハラ市会(被告)を相手取り、同地において長年にわたり放牧を行ってきた占有期間に基づく放牧権の時効取得の確認、当該放牧地の占有保持、および侵奪された家畜の返還を求め、王立聴訴院(Audiencia Real)に提訴した。

被告は、サントルカス住民には同地における放牧権がないと反論し、原告に対して放牧権を取得した場所および方法を証明するよう求めた。加えて、原告側の主張する放牧権の時効取得についても、次のように異議を唱えた。それまで放牧行為が放任されてきたのは、サントルカス住民からグアダラハラの一部住民に対する贈賄によって放牧が黙認されてきたからであり、したがって使用および占有に瑕疵があるため時効は成立しないと論証した。その上で、原告側の主張するような放牧に関する合意が過去に交わされた事実も存在しないと述べた。

そこで証拠書類と証人に基づき証拠調べが公開で行われた。原告側の証人は使用料を支払うことなく放牧を継続していた事実を証言したものの、占有期間に関しては、50年、45年、40年、はたまた35年以下といった具合に証言間に食い違いがあった。そのため聴訴官は、かかる証言を証拠として採用せず、原告側が「住民の記憶」に相反しないとする占有期間に関する主張につき、証拠不十分として却下した。

また、被告側から提出された防禦方法によって時効要件の瑕疵が立証された。アルフォンソ 10 世の勅状によれば、サントルカス住民による当該地での家畜の放牧に関してグアダラハラ住民と合意が結ばれた事実はなく、さらに、仮にサントルカス住民が無断で放牧をしたならば逮捕されるとの文言が記載されていた。この証拠が聴訴院によって受け容れられれば、勅令に背いた原告側には正権原がなく、時効が成立しないこととなる。その他、被告側証人尋問において、過去にもグアダラハラの警吏がサントルカス住民から無断放牧していた家畜を没収し、罰則金の代わりとして売却していた事実も判明し、被告側から時効の中断が主張された。

王立聴訴院は、被告側の提出した証拠を採用し、原告側の請求を棄却した。原告には罰金が科されるとともに、当該地における無断放牧を禁止され、以後違反した場合には罰金 600 マラベディを科される旨の判決が言い渡された。

本件は、アルカラ勅令から約 40 年後に開かれた裁判において、牧人のような民衆が訴訟関係者となり、時効の援用が試みられた事例として興味深い。裁判において援用された事例は少ないものの、時効の概念そのものはカスティーリャ社会に普及していたことの証左といえる。

(2) 査察官判決 (1426 年) (資料番号 CODEA-1884)

続いて、サンティアゴ騎騎士団長エンリケ・デ・カスティーリャ王子の派遣した査察官 (visitador) による終局判決を取り上げる。本件は、メリダ市会 (原告) とルイ・サンチェス・フルタド (被告) との間で、ラス・ティエンダス、アラヤ、およびラ・イスラ・デ・ファン・アントンの各牧草地における収穫権を巡り争われた裁判である。

原告は、当該牧草地を「相当期間」平穏に占有し、そこで牧草、桑の実、葡萄、材木、薪、どんぐり等を収穫してきたのであり、その事実は「住民の記憶」と相反しないが、被告により当該放牧地の使用を違法に妨害されたと訴えた。

それに対し、コビリャナ区判事を自称する被告は、当該放牧地が同区に属する土地であると反論した。両当事者から証人が召喚され、宣誓に基づき証人の供述が行われた結果、原告側の証拠が採用され、「住民の記憶と相反しない相当期間の平穏な占有」に関する主張が認められた。

終局判決により敗訴が確定した被告ルイ・サンチェスは、以後メリダ市会に対して本件牧草地の使用を妨害した場合、罰金 2,000 マラベディを科されることとなった。

上記二例の共通点はつぎの二つである。一つは時効期間の基準について具体的な年数でなく「相当期間」と表現している点、もう一つは時効期間の証拠として「住民の記憶」に依拠している点である。双方とも『フェロ・フスゴ』にも『七部法典』にもない漠然とした基準である。

この「住民の記憶に相反しない相当期間の平穏な占有」という時効要件は、(上記アルフォンソ 11 世の審判を含め)時代も地方も異なる三つの事例において共通することから、少なくとも中世後期カスティーリャの判例法として定着していたとみられる。

さらに、この「相当期間」とは、王立聴訴院判決における占有期間に関する証人達の供述(「50年、45年、40年、はたまた35年以下…」)、ならびに訴訟物がいずれも不動産であることに鑑みれば、(少なくとも30年以上の)長期とみられる。

7. 結び

本論では、13世紀カスティーリャ＝レオン王国において編纂された『フェロ・フスゴ』および『七部法典』の時効制度、アルカラ勅令以後における両法典の時効規定の適用除外、ならびに慣習法に基づき時効を援用した裁判事例について考察した。

フェルナンド3世聖王が西ゴート裁判法典『リベル・ユディキオルム』を基礎に編纂した『フェロ・フスゴ』の時効制度には、古代ローマ法において創設されていた短期時効制度が消失している。その理由として、中世前期において、時効を罪悪視するカトリック教会の勢力が最高潮に達したことに加え、農耕を中心とした封建社会へと移行したことで、主に物品に関わる短期時効制度が不要になったことが挙げられる。

アルフォンソ10世賢王は、『七部法典』においてローマ法を主要な法源としつつ、アリストテレス政治学に由来する配分的正義に立脚し、カトリック信仰および封建制とも調和する精緻な時効制度を構築した。時効制度を設ける歴史的背景と時効の正当化理由を詳説し、時効規定のみに30にも上る条文を備える『七部法典』の存在は、当時のカスティーリャ法学がヨーロッパ有数の学術水準に達していたことを物語っている。

『七部法典』は理論的に優れ、後世スペインおよびラテンアメリカ植民地の法曹に理説的な影響を与えたが、時効に限って言えば、地方特権を保持したい都市側の請願を認容したアルフォンソ11世が『七部法典』から時効規定

の適用を除外したため、以後のカスティーリヤの裁判にはほとんどその影響がみられない。

14～15世紀カスティーリヤの裁判における時効に関する判例法は、「住民の記憶に相反しない相当期間の平穏な占有」が時効要件である。この「相当期間」は、占有期間に関する証言、および訴訟物が不動産であることに照らし、長期時効に相当すると考えられる。かかる判例法は、専ら長期時効により構成される西ゴートの慣習法に由来している可能性があるが、その解明は今後の研究に委ねたい。

註

- 1) 現代スペイン語において「時効」と「取得時効」を意味する *prescripción* と *usucapción* は、ラテン語の *praescriptio* (前書き) と *usucapcio* (使用取得) を語源とする。『七部法典』では *ganancia e perdida de cosas por tiempo* (期間による物の得喪) と表される。
- 2) 第1篇「立法者および法律」、第2篇「裁判および訴因」、第3篇「婚姻および出生」、第4篇「自然の血統」、第5篇「約定および売買」、第6篇「犯罪、刑罰および拷問」、第7篇「窃盗および虚偽行為」、第8篇「暴力、損害および破壊行為」、第9篇「逃亡奴隷および帰還奴隷」、第10篇「分配、期間、年および境界」、第11篇「医師、海外商人および船員」、第12篇「不正行為の禁止および異端の根絶」。
- 3) 1260年に編纂され、「鑑」を意味する『エスペクロ』は、王制の仕組みを定める最高法規性を具備し、専ら国王および宮廷裁判官により運用されたが、完成を待たずして『七部法典』に組み入れられた (Ayala Martínez, 2002: 499)。
- 4) 第1部「カトリック教会」、第2部「王制、軍法、大学」、第3部「訴訟法」、第4部「婚姻法、封建制」、第5部「契約法」、第6部「相続法」、第7部「刑法」。
- 5) *calonna* は *calumnia* の古形で、「憎悪」「敵意」「誣告」を意味する。ここでは「情を知りつつ権利者の利益を害すること」と解し、「悪意」と訳した。
- 6) 『フエロ・レアル』第2篇第11章法6「国王の所有権に帰属する物は一切時効により失われぬものとする。国王またはその代理人が国王の所有物を請求したときは、いつでもこれを取り戻すものとする。」(拙訳)
- 7) 自主占有に対する他主占有の例として、賃借人による占有が挙げられる (3.29.22)。家屋や農地等の地所を賃借し、毎年地代を特定の時期に納める債務を負う者は、たとえ30年間当該地所を占有してはようが、これを時効取得することはできない。賃借人は、当該地所を自主占有しているのではなく、賃借人の名義において占有しているに過ぎないからである。

原典

FUERO JUZGO POR LA REAL ACADEMIA ESPAÑOLA 1815, Leyes Históricas de España, Boletín Oficial del Estado, 2015.

LAS SIETE PARTIDAS del SABIO REY DON ALFONSO el nono nuevamente glosadas por el Licenciado Gregorio López del Consejo Real de Indias de Su Majestad, Boletín Oficial del Estado, 2011.

参考文献

青砥清一 (2017) 「七部法典における徳による統治と正義について—関連法文の対訳と註釈—」『神田外語大学紀要』29, pp.483-506.

青砥清一・相澤正雄 (編・共訳) (2019) 『七部法典 III』日比谷出版社.

内田貴 (2011) 『民法 I 総則・物権総論』第4版、東京大学出版会.

小川浩三 (2009) 「ローマ法学に鍛えられて：中世教会法学の bona fides について」『桐蔭法学』16 (1), pp.1-37.

佐藤篤士 (1969) 『LEX XII TABULARUM—12表法原文・邦訳および解説—』早稲田大学比較法研究所.

中川和彦 (1996) 「フエロ・フスゴの素描—ラテンアメリカ法講義覚え書」『成城法学』51, pp.93-114.

山田信彦 (1992) 『スペイン法の歴史』彩流社.

ヨンバルト, ホセ (2005) 『教会法となんだらうか』成文堂.

Ayala Martínez, Carlos de (2002) “Capítulo 23 La consolidación de las monarquías peninsulares”, *Historia de España de la Edad Media*, Álvarez Palenzuela, Vicente Ángel (coord.), Ariel Historia, pp.495-516.

De Salas Murillo, Sofia (古閑次郎訳) (2010) 「第4章 物権法」、日本スペイン法研究会, サラゴサ大学法学部, Nichiza 日本法研究班 (共編) 『現代スペイン法入門』嵯峨野書院, pp.98-118.

Gaius (船田享二訳) (1967) 『法学提要』有斐閣.

González Jiménez, Manuel (2004) *ALFONSO X el Sabio*, Ariel.

Grupo de Investigación de Textos para la Historia del Español, Universidad de Alcalá, *Corpus de Documentos Españoles anteriores a 1800*, URL: <http://corpuscodea.es/> (閲覧日 2021年2月26日).

Stein, Peter Gonville (屋敷二郎監訳、関良徳・藤本幸二訳) (2003) 『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房.

Tomás y Valiente, Francisco (2001) *Manual de Historia del Derecho Español*, Tecnos.

Vinogradoff, Paul (1909) *Roman Law in Medieval Europe*, Harper & Brothers.